

都市圏メディア向け県内観光資源等PR活動業務委託 プロポーザル募集要項

留意事項

令和7年第1回岐阜県議会定例会において、本事業にかかる予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担しません。

令和7年2月

岐阜県観光国際部
観光資源活用課

目 次

【ページ】

第 1	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第 2	応募に係る事項	1
1	参加資格	
2	企画提案書の作成	
3	応募の手続等	
第 3	提案評価に係る事項	6
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の選定	
5	提案者が 1 者又はない場合の取扱い	
6	選定結果の通知及び公表	
第 4	契約の締結	7
第 5	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の順守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
5	立入検査等	
第 6	業務の継続が困難となった場合の措置について	8
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第 7	その他	8
第 8	問合せ先及び各種書類の提出先	8
別表	評価項目及び評価内容	9
委託業務仕様書		10
各種様式等		24

プロポーザル募集要項

本業務では、本県が有する多様な観光資源を都市圏のファン層及びその他一般層へ広く知らせ、本県への誘客数の増加及び観光消費額の獲得につなげるため、在都市圏メディアに対するPR活動やプロモーションを通して、県内観光資源の認知度向上及びブランド価値向上に取り組むものです。

岐阜県では、本事業の実施にあたり、より効率的・効果的に行うための提案を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

都市圏メディア向け県内観光資源等PR活動業務委託

2 業務内容等

別紙「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までの間

4 委託費の上限

14,991,648円（消費税及び地方消費税込み）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

単独法人等にあつては、以下①～⑪までのすべての要件を満たしていることが必要です。共同体にあつては、すべての構成員が④、⑨及び⑪を除くすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は④及び⑪の要件を満たすこととし、⑨の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことが必要です。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

② 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ④ 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ⑤ 評価会議の日において、県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ プロポーザル参加申込の日において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑨ 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑪ 令和4年度以降に国又は地方自治体から受託して都市圏メディアに対するPR活動業務を行った実績があること。

2 企画提案書の作成

「様式7」により、事業を企画・提案してください。
企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和7年2月7日(金)～令和7年2月25日(火)
② 募集要項等に関する質問受付	令和7年2月7日(金)～令和7年2月25日(火)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和7年2月7日(金)～令和7年2月25日(火)
④ 企画提案書の受付期間	令和7年2月7日(金)～令和7年3月10日(月)
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年3月下旬【予定】
⑥ 審査結果の通知・公表	令和7年3月下旬【予定】

※各受付時間等の詳細は、下記を確認すること。

(2) 募集要項等の公表・配布及び関係資料の閲覧

① 配布日時

令和7年2月7日(金)～令和7年2月25日(火)

閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分(※最終日は正午まで)

② 配布場所

県ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>

※ホームページからのダウンロードが困難である場合は以下で配布します。

岐阜県観光国際部観光資源活用課

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階)

なお、入庁には手続きが必要です。県ホームページの入庁フローをご参考ください。

(3) 説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

令和7年2月7日(金)～令和7年2月25日(火)(※最終日は正午まで)

③ 質問書提出方法

質問書(様式1)を観光資源活用課あてに電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。その他の方法による質問には回答を行いません。

岐阜県観光国際部観光資源活用課

電子メールアドレス:c11337@pref.gifu.lg.jp

※提出後は、後記の提出先に確認の電話をしてください。

※電子メールの件名に「都市圏メディア向け県内観光資源等PR活動業務委託」と記した上で送信してください。

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあ

るものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>

(4) プロポーザル参加申込受付

① 受付期間

令和7年2月7日(金)～令和7年2月25日(火)

② 提出書類

ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式2)

イ 共同体構成員届出書・・・・・・・・・・・・・・(様式3(該当する場合のみ))

ウ 共同体協定書・・・・・・・・・・・・・・(様式4(該当する場合のみ))

エ 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・(様式5(該当する場合のみ))

③ 提出方法

観光資源活用課まで持参又は郵送により提出してください。

※持参による受付は、閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分(最終日は正午まで)です。

※郵送の場合は、令和7年2月25日(火)必着となります。なお、提出後は、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(5) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間

閉庁日を除く令和7年2月7日(金)～令和7年3月10日(月)

② 提出書類 以下のア及びイの書類を提出してください。

ア 企画提案書(様式7)

イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含む)

③ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

④ 提出方法

観光資源活用課あてに持参又は郵送により提出してください。

※持参による受付は、閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分(最終日は正午まで)です。

※郵送による受付は、必ず「簡易書留」とし、閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分(最終日は正午まで)です。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) 参加に際しての注意事項

① 失格(無効)事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権
その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている
事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提
出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽
微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参
加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提
案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕
様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56
号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会
議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の午後 3 時まで、プロ
ポーザル参加辞退届（様式 6）を観光資源活用課に持参又は郵送により申
し出てください。

※郵送した場合は、届いているか確認を電話にて行ってください。

（７） 見積書作成にあたっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに
関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した

額を見積書に記載してください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

提案者からの企画の評価は、県が別に定める構成員により組織された「都市圏メディア向け県内観光資源等PR活動業務委託プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という）が行います。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

開催日時：令和7年3月下旬（予定）

開催場所：岐阜県庁内会議室（予定）

企画提案の所要時間（1提案者あたり）

- | | |
|---------------|--------|
| ・プレゼンテーション | 15分間以内 |
| ・評価会議構成員からの質疑 | 15分間程度 |

注意事項：

- ・開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

基準点を満たしており、且つ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、各評価会議構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、各評価点が、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

(1) 最優秀提案者の名称及び評価点

(2) 全提案者の名称（申込順）

(3) 全提案者の評価点（得点順）

※価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合は公表しない。

(4) 最優秀提案者の選定理由

(5) 評価会議構成員の氏名

(6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約の締結

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として委託元である県に帰属します。

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。

電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

3 著作権等に関すること

別記1「著作権等取扱特記事項」に基づき、関連法令等を遵守してください。

4 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報取扱事務委託基準（平成11年3月5日付総第398号）に基づく別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

5 情報セキュリティ

本委託業務の遂行にあたっては、「岐阜県セキュリティポリシー」（岐阜県情報セキュリティ基本方針及び対策基準）及び別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守してください。

6 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

7 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するこ

とします。

第7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除することとします。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁10階）

岐阜県観光国際部観光資源活用課

T E L : 058-272-8396（直通）、F A X : 058-278-2674

電子メールアドレス : c11337@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価内容

【評価方法】

- ① 下表に基づき、評価点を算出する。
- ② ①で算出した評価点の合計を総評価点とする。評価会議構成員の総評価点の合計の6割を基準点とする。基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 総評価点の高い順から順位点を付す。(1位＝1点、2位＝2点、・・・)
- ④ 各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容		配点
1 提案内容の妥当性（90点）		
①都市圏メディアに対するPR活動の企画立案について	▶ 県内観光資源の認知度向上及びブランド価値向上を見据えた活動方針や企画立案が実現可能なものとなっているか(10点) ▶ 市場動向、リサーチ分析・結果等を基にした適正なターゲット設定およびセグメントの絞り込みによる具体的な手法が提案されているか。(5点) ▶ 年間を通じたスケジュールのもと、的確で有効性が高いコミュニケーションプランが立てられるか(5点)	点／20点
②PR活動の実施①（メディアへのパブリシティ活動及びニュースリリース資料の作成・配信）について	▶ パブリシティ獲得のための効果的な活動概要や体制が提案されているか(5点) ▶ ニュースリリースの作成・配信において適切な手法・体制が提案されているか(5点) ▶ 既存のネットワークを活用するなど、多様なメディア媒体へのパブリシティ活動を確実かつ効率的に進め、150件以上の露出を獲得できる見込みがあるか(10点)	点／20点
③PR活動の実施②（都市圏からのプレスツアーの実施）について	▶ 実施方針及び企画概要が具体的に示されており、多くの都市圏メディアの注目を集めることが出来る魅力的な提案内容か(10点) ▶ 露出につながる十分な成果が期待できるか(10点)	点／20点
④PR活動の実施③（取材誘致）について	▶ 個別招聘を計画するメディア2件以上を具体的に列挙しながら、実施方針及び実施にあたっての工夫点が示されているか。露出につながる実現性が高い提案内容か	点／10点
⑤PR活動の実施④（その他提案によるPR活動）について	▶ 対象とする県内の観光資源を有効活用できる提案内容か。(5点) ▶ メディアに観光資源を深く理解してもらうための工夫がされているか(5点) ▶ メディア露出につながる魅力的かつ効果的な実施内容か。(10点)	点／20点
2 実施主体の適正性（30点）		
①実施体制について	▶ 事業を確実に遂行できる組織・人員体制が組まれているか(5点) ▶ 類似業務を担当した実績・経験を十分有する業務管理責任者が配置されているか(5点)	点／10点
②業務遂行能力について	▶ 類似業務の受託実績を十分有しており、本事業でもノウハウや経験を活かして確実に遂行し成果を上げる能力があるか	点／10点
③事業費の妥当性について	▶ 事業費の積算は提案された企画内容と整合し適正・妥当であるか	点／5点
④社会的課題への取り組み	▶ 「環境面の取り組み」(1点)「社会面の取り組み」(1点)「経済面の取り組み」(1点)といったSDGsの三側面への取り組みがなされているか。 ▶ ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」に登録されているか。(1点) ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「ゴールドパートナー」	点／5点

別表

		に登録されているか。(2点) 【最大2点】	
--	--	--------------------------	--